

■ ご請求に必要な医療機関発行の書類

【入院給付金】【手術給付金】【先進医療給付金】

外来・入院中の手術にかかわらず、簡易な手術についても広くご請求ください。

① 60日を超える入院のご請求

診断書（原本またはコピー）の提出が必要です。

② ①以外のご請求

診療明細書のコピーでご請求いただけます。

【診療明細書（例）】 ※名称は医療機関により異なります。（「医療費明細書」等）

投薬名や手術名などの治療内容の詳細が記載された医療機関発行の書類で、医療費の会計時に領収書とともに無料で発行されます。

診療明細書				
発行日 2020年9月15日				
患者番号	氏名	請求期間		
0000010	大同 太郎 様	2020年9月1日～2020年9月15日		
区分	項目名	点数	回数	自費金額
初・再診料	* 再診			
	* 明細書発行体制等加算	73	1	
投薬料	* 処方せん料（その他）	68	1	
	* 一般名処方加算1（処方せん料）	3	1	
手術料	* 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術（直径2cm未満） キシロカインゼリー2% 5ml ブスコパン注20mg	5,000	1	

【通院給付金】

5日以上入院し、退院後に通院をされた場合は、通院状況通知書（当社所定）のみで請求いただけます。

【ロボットスーツ歩行運動処置給付金】

入院の日数にかかわらず診療明細書のコピーで請求いただけます。